

社労士國本の年中夢求 便い



2010年度の最低賃金が決定 全国平均730円に

全国平均17円の引上げ

厚生労働省の中央最低賃金審議会では、2010年度の地域別最低賃金（時間額）の引上げの目安を全国平均で15円にすると答申していました（現在の713円から728円へ引上げ）。

その後、各地方最低賃金審議会による調査・審議が行われ、9月9日までにすべての地方最低賃金審議会が答申があり、引上げの目安は全国平均で17円となり、最終的な全国加重平均額は730円となりました。

答申された最低賃金額は、今後、都道府県労働局において、関係労使からの異議申出に関する手続きを経たうえで正式に決定され、10月から発効の予定です。

「最低賃金」とは？

最低賃金は、使用者が労働者に支払わなければならない賃金額の最下限値です。

中央最低賃金審議会が定めた目安を基に47都道府県ごとに定められ、最低賃金に違反した使用者には罰金が科せられるとされています。

「全国最低800円」の確保はなるか？

政府は、2020年までの目標として「できる限り早期に全国最低800円を確保」と合意しています。今回も大幅な引上げについて議論されましたが、使用者側は最後まで慎重な姿勢を崩しませんでした。

政府目標は「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る経済成長」が前提となっており、中小企業の生産性向上の取組みや、中小企業に対する支援などが課題となっています。これらの前提条件が実現せず、施策の実効性がないまま最低賃金のみが大幅に引き上げられれば、企業の経営に影響し、雇用の喪失につながる懸念があります。

800円という目標を掲げるのは結構ですが、企業現場のことをよ～く見て、政府の方々には決めていただきたいものです。切なる私の願いです。

*ちなみに、肝心の山口県ですが、平成22年10月29日より681円になります。但し、業種によってはもう少し高い場合もございますので、労働基準監督署へ確認されることをお勧めいたします。

企業における「ツイッター」活用の実態

活用の状況が明らかに

NTTレゾナント株式会社と株式会社ループス・コミュニケーションズでは、「企業におけるツイッター活用状況」に関する調査（通常業務でツイッターを運用する立場にある企業の担当者が対象。有効回答者数315名）の結果を発表しました。

近頃大きな話題となっている「ツイッター」について、企業による活用の実態が明らかになりました。

企業が「ツイッター」を始めた理由は？

ツイッターにおける企業アカウントの運用期間は、「6カ月未満」が64.2%、「1年以上」が12.1%でした。2010年に入ってから運用をスタートした企業が6割超となっており、多くの企業がまだ導入の初期段階にあります。

運用開始の理由としては、「顧客接点を増やしたかったから」（48.9%）、「無料で始められるから」（46.3%）、「担当製品やサービスのブランディングに効果があると考えたため」（41.0%）などとなっています。

「ツイッター」でどんな施策を行っているか？

企業アカウントで行っている施策としては、「担当者のキャラクターを工夫して好感を持ってもらうように努めている」（33.7%）が最多で、次に「自社製品・サービスに関するつぶやきに積極的にコメントしている」（33.3%）が続いており、顧客との対話交流に主眼を置く傾向にあるようです。

一方、「自社に関するつぶやきをモニターしている」は14.9%と少なく、「ツイッター上での顧客の声を製品・サービスに積極的に反映させている」（8.9%）や「ツイッターで、アンケートを行ったり、新商品のための意見を顧客から募集したりしている」（7.0%）等も少ない結果となっています。

「ツイッター」の効果は？

ツイッター活用による具体的な効果については、「公式ブログへのアクセス数が増加した」（65.5%）や「ソーシャルメディア上での問い合わせ件数が増加した」（56.5%）が多く、それ以外にも、「新規顧客数が増加した」（47.6%）、「既存顧客のリピート率が向上した」（46.9%）、「顧客単価が増加した」（40.0%）など、売上につながる効果も得られているようです。

はじめは個人利用が多かったツイッターですが、今後は企業による活用もますます増えていくでしょう。

ちなみに、私もツイッターを利用していますが、私の場合は、本当にささやかなつぶやきなので、上記のような効果（新規顧客数増加、顧客単価増加等）は望めそうもありません。それでも、私の一面をお客様に知っていただければ、嬉しく思います。



重くなる厚生年金の「支え手」の負担

「年金扶養比率」とは？

日本の年金制度は、現役世代が支払った保険料で高齢者が受給する年金を支える仕組みですが、現役世代の負担割合を表す数値に「年金扶養比率」があります。

これは、年金受給者である高齢者を何人の現役世代で支えているかを示す数値であり、年金財政の状況を表す指標として使われます。比率が小さくなればなるほど、現役世代の負担が重いことを意味します。

2009年度末時点の厚生年金の年金扶養比率は、高齢者1人あたり「2.47」であり、2008年度末と比べて0.13ポイント低下しています。

重くなる現役世代の負担

まとまった厚生年金をもらえる高齢者（原則20年以上加入）の数は、2009年度末時点で1,385万人となり、2008年度末に比べて約62万人増加している一方、厚生年金の加入者は、採用抑制やリストラ、非正規社員の増加の影響などにより約20万人減っています。

今後も現役世代の負担は重くなる一方だと考えられており、公的年金の財政見直しによれば、厚生年金の年金扶養比率は、2030年度には高齢者1人あたり「2.09」にまで低下することです。

国民年金（注：私のような自営業者の加入する年金）の財政状況はさらに厳しく、年金扶養比率は2015年度には「約2」になる見通しです。

年金財政はさらに厳しく？

2009年度の厚生年金の給付費は、23兆7,500億円（前年度比約1兆1,500億円増）でした。加入者の減少などで、保険料収入は約2兆2,400億円（前年度比約4,500億円減）となりました。

保険料収入減は、当面、厚生年金の積立金（2009年度末時点で約120兆円）で賄える計算ですが、これにも限界があり、加入者の減少がさらに進めば、負担と給付の見直しが必要となります。

今後も高齢者が増え続けて給付が膨らんでいけば、年金の「支え手」である現役世代の負担はさらに増していくこととなります。また、加入者の減少が進めば、年金財政は今以上に厳しさを増すこととなります。

年金制度の抜本的見直しも含め、長期的な対策が求められています。

國本の本棚より

今月ご紹介する本は、夢のみずうみ村代表、藤原茂さんの書かれた“強くなくていい「弱くない生き方」をすればいい”という本です。

皆さんは、夢のみずうみ村のことは御存じですか？これは藤原茂さんが経営されるデイサービス施設のことで、山口県内に開設されています。私は見なかったのですが、日本放送協会の“プロフェッショナル 仕事の流儀”でも放送されたそうですね。

この本には、藤原さんの様々な取り組みや考え方が記してあり、生きる上でのヒントをもらったような気がします。私も即、実行に移さないといけません！



～ 所長のひとこと ～ “ 備えあれば憂いなし？ ”

先日、「もしもの時に役立つノート」というのを購入しました。もしもの時という、やはり亡くなった時というのが浮かびます。一見すごく深刻に感じますが、それに限らず、

- ・入院
- ・日常生活の中で困った時

等色々あります。そういったときに、このノートに記入しておけば、自分はもちろん周りの人が色々考えることによるストレスを減らせるだろうという思いから、購入してみました。

では、どのようなことを書くのかというと、このノートには、

- ・自分の名前や生年月日、勤務先、住所（過去も含む）等の基本情報
 - ・資産（預貯金、不動産、口座引き落としの項目等）
 - ・気になること（WebサイトのID、ペットについて、親族一覧等）
- といった日常生活にとっても役立つ身近なことから、
- ・医療や介護に関すること（告知や延命措置、かかりつけの病院等）
 - ・葬儀やお墓に関すること
 - ・相続や遺言



といった深刻なことまで多岐にわたっていますが、とても記入しやすくできてるな～と感じました。

とはいいながらも、まだ書き始めたばかりの私・・・。少しずつ情報を書いていって、100歳までの社労士人生に役立てたいと思います。

こんなときは、社労士國本豊にご相談下さい。

- ・就業規則の作成
- ・労災保険、雇用保険、社会保険関係の手続き及び相談
- ・求人募集手続き
- ・事業主様の労災保険特別加入の相談
- ・雇用保険助成金の申請

（若者を採用する際の助成金、育児休業時の助成金、パートタイマー等の待遇を向上したときの助成金、新規創業時の助成金等あらゆる助成金の相談に応じております。）

- ・労働者の雇い止めの相談
 - ・労働基準監督署の調査対応
 - ・年金相談
- 等 雇用に関するありとあらゆる相談ごとに対応いたします！

くにもとゆたか

國本 豊 社会保険労務士事務所（山口県社会保険労務士会所属 登録番号第35050008号）

- ・山口商工会議所エキスパート登録
- ・財団法人やまぐち産業振興財団専門家登録
- ・一般事業主行動計画 計画策定支援アドバイザー
- ・柳井市倫理法人会会員
- ・柳井商工会議所青年部所属

〒742-0034 山口県柳井市余田1310

TEL 0820 24 6886 FAX 0820 24 6887

ホームページ <http://k-sr.jp>

